

○広島大学における研究活動に係る不正行為に係る調査結果等の公表の指針

(平成 27 年 4 月 28 日学長決裁)

広島大学における研究活動に係る不正行為に係る調査結果等の公表の指針

(趣旨)

第 1 この指針は、広島大学における研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規則(平成 27 年 4 月 28 日規則第 98 号。以下「規則」という。)第 43 条第 3 項の規定に基づき、研究活動に係る不正行為に係る調査結果等の公表の内容を定めるものとする。

(定義)

第 2 この指針で使用する用語は、規則で使用する用語の例による。

(研究活動に係る不正行為が行われたと認定された場合の公表内容)

第 3 研究活動に係る不正行為が行われたと認定された場合に公表する内容は、次のとおりとする。

- (1) 研究活動に係る不正行為に関与した者の氏名及び所属
- (2) 研究活動に係る不正行為の内容
- (3) 広島大学が公表時までに行った措置の内容
- (4) 調査委員会委員の氏名及び所属
- (5) 本調査の方法及び手順
- (6) その他学長が必要と認めた事項

2 前項の規定にかかわらず、研究活動に係る不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名及び所属を公表しないことができる。

(研究活動に係る不正行為が行われなかつたと認定された場合の公表内容)

第 4 研究活動に係る不正行為が行われなかつたと認定された場合であつて、当該事案が既に公になっている場合又は論文等に過失による誤りがある場合に公表する内容は、次のとおりとする。

- (1) 研究活動に係る不正行為がなかつた旨
- (2) 論文等に過失による誤りがあつた旨(論文等に過失による誤りがある場合に限る。)
- (3) 被告発者の氏名及び所属
- (4) 調査委員会委員の氏名及び所属
- (5) 本調査の方法及び手順
- (6) その他学長が必要と認めた事項

(悪意に基づく告発であったと認定された場合の公表内容)

第 5 悪意に基づく告発であったと認定された場合に公表する内容は、次のとおりとする。

- (1) 告発者の氏名及び所属
- (2) 悪意に基づく告発であったと認定した理由
- (3) 調査委員会委員の氏名及び所属
- (4) 本調査の方法及び手順
- (5) その他学長が必要と認めた事項

附 則

- 1 この指針は、平成27年4月28日から施行する。
- 2 平成26年度以前に配分又は措置された研究費により実施する研究活動に対する告発に係る調査結果等の公表については、なお従前の例による。